

声明文

スルガ銀行アパマン問題に関する最終調停期日を受けて

—— これは解決ではない。未解決の核心を残したままの最終調停期日に強く抗議する ——

2026年3月19日

スルガ銀行不正融資被害者同盟

スルガ銀行・スマートデイズ被害者同盟

3月17日にスルガ銀行アパート・マンション不正融資問題に関する民事調停の最終期日が開かれ、同日付でスルガ銀行は、計600物件について「調停成立（もしくは調停外の和解等による示談成立）」に至り、民事調停が終了した旨のIRを公表しました。同行は、解決金支払対象外407物件についても「調停成立等100%」と説明し、そのうち118物件については返済プランまで含めた示談が成立し、残る案件についても返済プランの相談等を進めているとしています。

しかし、私たち被害者の立場から言えば、今回の調停の結果をもって本件が「解決した」と受け止めることは到底できません。むしろ、**問題の核心が解明されないまま、形式的に手続だけが閉じられた**という厳しい現実を突き付けられました

今回、解決金支払の対象外とされた案件について裁判所から示された調停条項は、極めて重大です。そこでは、「**スルガ銀行の貸付について不法行為が成立しないことを前提として**」、支払条件を誠実に協議し、示談による解決を目指すことが約束事項とされています。さらに、支援策の適用も同じ前提に立ち、示談を成立させる際には、被害者が不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことを確約する構造になっています。協議が整わなければ請求権行使は留保されるとはいえ、少なくとも調停の着地点として示された内容は、被害者が受けた被害の責任の所在を明らかにするものではなく、責任論を先送りしながら協議へ移すものです。

私たちは、このような内容を真の被害者救済と認めることはできません。

被害者が求めてきたのは、単なる返済条件の再調整ではありません。

何が不正だったのか。

なぜ救済対象とされた案件と、そうでない案件が分かれたのか。

誰がどのような責任を負うべきなのか。

そして、長年にわたり生活と人生を壊されてきた被害者に対し、なぜ十分な救済がなされないのか。

私たちが求めてきたのは、こうした本質的な問いに対する説明であり、責任に見合った救済です。

ところが今回の最終調停は、その核心に正面から答えないまま、「今後も誠実に協議する」という枠組みに委ねるものでした。これは、紛争の実質的解決ではありません。

未解決の本体を残したまま、事件処理だけを終わらせたに過ぎません。

とりわけ看過できないのは、スルガ銀行がこの状況をもって「600物件100%」「民事調停終了」と

発信していることです。ですが、銀行自身の公表でも、**解決金支払対象外407物件のうち、返済プランまで含めた示談成立は118物件にとどまり、それ以外はなお返済プランの相談等を進めていると**されています。つまり、銀行が強調する“終了”と、被害者が直面している“現実”の間には、大きな隔たりがあります。

生活再建のため、あるいはこれ以上の長期化に耐えられず、苦渋の判断をせざるを得なかった被害者も少なくありません。そのような被害者の切実な事情について触れることなく、あたかも全面解決であるかのように語ることは許されません。被害者の苦しみや譲歩が、問題収束の外形づくりに利用されるのであれば、それは救済ではなく、二重の踏みにじりです。

また、私たちは今回の経過を通じて、民事調停という司法手続そのものの限界も、改めて痛感しています。本来、裁判所と調停委員会には、単に手続を終わらせることではなく、長年にわたり苦しみ続けてきた被害者に向き合い、事案の実態に即した、公正かつ実効的な解決への道筋を示すことが求められていたはずで

す。にもかかわらず、今回示された着地点は、不法行為の成立を否定する前提を先に置き、解決への道筋は今後の協議に委ねるものでした。被害者の立場から見れば、スルガ銀行と協議の結果、公正かつ実効的な内容で協議が整うかどうかの確約は何もなく、裁判所と調停委員会が十分な役割を果たしたものは到底言えず、私たちは強い失望を表明します。

同時に、今回の問題は、司法の限界だけに帰すべきものでもありません。

むしろ本件は、**大規模かつ構造的な金融不正被害に対して、現在の法制度では十分な救済が実現しにくい**という現実を露呈しています。個別調停に委ねられる限り、被害実態の全体像、立証のための証拠の偏り、金融機関側の情報優位、そして類型的被害の一括救済の必要性といった問題が、個々の当事者の負担へと押し戻されてしまいます。

だからこそ、今求められているのは、個別案件の処理で終わらせないことです。

金融機関の不正関与が疑われる事案における実効的な救済枠組み、被害者側に過重な負担を強くない立証・調査の制度、監督当局による実効的な是正措置、そして調停や和解の成立が直ちに「問題解決済み」という外形に利用されないための制度的担保――。

こうした点を含め、**法整備・制度整備を含む抜本的な見直し**が不可欠です。

私たちは、今回の手続終了をもって、本件に幕を引くことを決して認めません。

本件は終わっていません。終わっていないどころか、ここから改めて、何が不正であり、なぜ十分な救済がなされなかったのか、なぜ司法手続だけでは被害者を救い切れなかったのかを、社会全体に問い直さなければならない段階に入ったと考えています。

私たちは今後も、被害の実態を訴え続けます。

被害者の生活再建、公正な救済の実現、金融行政の実効性回復、そして同種被害を二度と繰り返さないための制度改革に向け、必要な発信と行動を続けてまいります。

以上